

裁 決 書

審査請求人が令和2年3月30日に提起した処分庁による特定教育・保育施設等利用調整結果に関する処分に係る令和2年審査請求第1号について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和元年10月29日、審査請求人は、処分庁に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込みを行った。
- 2 令和2年1月17日、処分庁は、和光市子ども・子育て支援会議支給認定審査部会において令和2年4月入所児童の審査を行った。
- 3 令和2年1月31日、処分庁は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設等の4月1次入所に関する処分（以下「本件保留処分」という。）を行った。
- 4 令和2年3月9日、処分庁は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設等利用調整結果に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 令和2年3月30日、審査請求人は、本件処分を不服とし、処分庁に対し、本件保留処分及び本件処分（以下「本件処分等」という。）の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分等は、審査基準が不透明であり、一義的な判断が可能な程度まで具体化されていないことは、行政手続法（以下「法」という。）第5条の規定に違反していること及び希望施設のいずれにも入所できなかった理由「受入人数が充足のため」が具体的理由に足らず法第8条の規定に違反している。また、本件入所保留通知書に教示が記載されておらず、行政不服審査法第82条第1項の規定に違反している。よって、本件処分等の取消しの裁決を求める、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、審査基準は、和光市保育の必要性の認定に関する条例（以下「条例」という。）及び和光市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（以下「規則」

という。)により公にされていること、本件処分等については、条例に基づく和光市子ども・子育て支援会議が行う教育・保育給付認定審査等において審査及び判定を行い、審査請求人より優先度が高い他者により希望施設の受入が充足されることから、結果として「希望施設(事業)の受入人数が充足」と示していることから、法第5条及び第8条に違反しているものではない。よって、本件審査請求の棄却の裁決を求める、というものである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 行政庁は、審査基準を定めるものとする旨、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない旨及び行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしなければならない旨(法第5条)規定している。
- (2) 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる旨(法第8条)規定している。
- (3) 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない旨(行政不服審査法第82条第1項)規定している。

2 本件処分等について

- (1) 審査請求人は、本件処分等は、審査基準が不透明であり、一義的な判断が可能な程度まで具体化されていないことは、法第5条の規定に違反しており、違法である旨主張する。

しかし、保育の必要性の基準と調整及び優先保育の基準の項目が条例及び規則等に具体的に規定されていることから、同条に違反したということとはできない。また、審査基準については、できる限り具体化されることが望ましいが、一方で、法が行政庁に個々の案件に応じた適切な判断を期待して広範な裁量を与えた趣旨も考慮すべきものといえることから、本件処分等が違法とは認められない。

- (2) 審査請求人は、希望施設のいずれにも入所できなかった理由「受入人数が充足のため」が具体的理由に足らず法第8条の規定に違反しており、違法である旨主張する。

同条の趣旨が処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせることにより不服申立ての便宜を与えることにありと解されていることを踏まえると、特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分の通知書には、可能な限り具体的な処分理由を記載することが望ましいといえる。

しかし、本件処分等の理由をより具体的に記載するとなると、その性質上、他の子どもの具体的な養育状況や各家庭における保護者の勤務状況等のプライバシーに関わる具体的事情との比較が問題とならざるを得ず、相当な困難を伴うものである。

また、一時に大量の事務処理を迅速に行うことが求められる本件処分等の性質を考慮すると、処分理由の記載としては、ある程度抽象的なものとなることはやむを得ない。

以上を踏まえると、可能な限り具体的な処分理由を記載することが望ましいものの、本件処分等の「希望施設（事業）の受入人数が充足のため」という記載によっても、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかを了知し得るといえることから、本件処分等を違法と認めることはできない。

- (3) 審査請求人は、本件入所保留通知書に教示が記載されておらず、行政不服審査法第82条第1項の規定に違反しており、違法である旨主張する。

本件入所保留通知書は、法令に基づく不服申立てをすることができる処分であることから、本件入所保留通知書に教示が記載されていないことは、違法であると認められる。

しかし、同項の趣旨は、当該行政処分に対して不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教えることによりその処分を受けた者の不服申立てによる権利救済の実をあげようとするにありと解されるから、教示がなかったからといってそのため当該行政処分がこれを取り消すべき違法性を帯びることとなるとは解されない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には本件処分等を取り消すべき違法性又は不当性の理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年7月22日

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。